

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

三郷市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章（総則）、（この法律の目的）第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国保年金課

埼玉県国民健康保険運営方針等に基づき、健全な財政運営を行うことで、医療の提供に寄与してまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】国保年金課

保険税水準の統一につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき対応してまいります。被保険者に対し急激な負担増とならぬよう慎重に検討してまいります。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的（赤字）繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国保年金課

一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえ、適切に対応してまいります。

③ 第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】国保年金課

保険税水準の統一につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき対応してまい

りますが、被保険者に対し急激な負担増とならぬよう慎重に検討をしております。

- ④国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす（当面）」ことを行ってください。

【回答】国保年金課

少子化対策、子育て支援は国が行うものと考えております。未就学児の均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大について、引き続き、全国市長会等を通じて制度の拡充を要望してまいります。

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国保年金課

応能応益割合につきましては、保険税水準の統一を踏まえ、適切な保険税負担の在り方を引き続き研究してまいります。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国保年金課

少子化対策、子育て支援は国が行うものと考えております。未就学児の均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大について、引き続き、全国市長会等を通じて制度の拡充を要望してまいります。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保年金課

一般会計からの繰入れにつきましては、国保の財政状況や県の方針等を踏まえて対応してまいります。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】国保年金課

財政調整基金から国保特別会計に適宜繰り入れを実施しております。

- (4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。
② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。
③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】国保年金課（①②③まとめて）

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、納税相談の機会の確保と被保険者間の負担の公平を図ることを目的に交付しており、今後も適正に交付してまいります。なお、窓口交付は行わず、すべて郵送としております。

- (5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理

するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】国保年金課

マイナ保険証の制度運用は、現在、国において協議中でございますが、国や県の方針に従い、適切に対応してまいります。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答】国保年金課

短期被保険者証の有効期限は6か月としております。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税の減免につきましては、個別にご事情を伺ったうえで判断しており、一定の所得額以下であることのみを理由には行っておりません。

- (7) 窓口負担の軽減制度（国保法44条）の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】国保年金課

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について規定し、運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省から平成22年9月13日に通知された基準により、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、被保険者の状況を詳細に聞き取りする必要があることから、申請書等につきましては現行の書式を使用してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、本市職員が被保険者の状況等を詳細に聞き取りする必要があることから、現行の方法による申請の受付をしてまいります。

- (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】収納課

国民健康保険税を含む市税等の納付が遅れているかたから納税の相談をいただく際は、納付が遅れている状況や生活実態等を詳しくお聞きするため、来庁でのご相談を促しております。

また、納税相談や財産調査等の結果、財産がないときや、滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどの場合には、法令に基づき滞納処分の執行停止を行っております。

今後も滞納処分の執行停止等の納税緩和については、納税者の納税資力を見極め、法令に基づき適切に対応してまいります。

なお、相談等の中で福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉担当窓口をご案内しております。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】 収納課

地方税法では、市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。

生活保障費等の差押禁止財産についても、法令に基づき、差押は行わないよう徹底しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収納課

市税等を滞納されているかたには、督促状や催告文書の郵送に加えて、納付呼びかけセンターからの電話による納付勧奨を行うほか、日曜納税相談を行うなどして、あくまで自主的に納付いただくようご案内しております。

しかしながら、納税折衝や財産調査の結果、納付できる財産があるにもかかわらず、納付いただけない場合には、法令に則った差し押さえ等の滞納処分を行っております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収納課

市税等を滞納した場合は、国税徴収法や地方税法等の法令に則り事務を行っております。

また、相談において、生活再建等の福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉相談窓口をご案内しております。

- (9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 国保年金課

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び国の動向を注視してまいります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策として、国の指針に基づき条例改正を行い、被用者に対して傷病手当金の支給をすることとしました。今後の国の動向に応じ、対応してまいります。傷病見舞金の創設につきましても、国の動向を注視してまいります。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】国保年金課（①②まとめて）

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも選出しています。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】健康推進課

特定健康診査の本人負担につきましては、現在、国民健康保険特別会計から半額補助を行っております。国民健康保険の財政状況から、現段階での本人負担、家族負担の無料化は困難な状況です。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】健康推進課

集団方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診と特定健康診査を同時に実施しております。乳がん検診と子宮頸がん検診は、女性特有の検診のため、健診会場のレイアウトや新たな部屋の確保、及び医師の確保できる時間帯などの課題があり、困難な状況です。

個別方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診と特定健康診査を同時に実施しております。乳がん・子宮頸がん検診を含むがん検診と特定健康診査を全て実施している医療機関が限られているため同時受診は、困難な状況です。

- ③ 2023 年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】健康推進課

特定健診未申込者に対し複数回受診勧奨を行います。また、集団方式の実施回数を増やすとともに、申込者に対して健診日が近づいたら健診日を知らせるはがきを送付し、受診忘れを予防します。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】健康推進課

三郷市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めております。今後も個人情報の取扱いにつきましては、管理を徹底してまいります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基

金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度（令和4年度）の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】財政課

令和4年度当初予算編成後の基金残高につきましては、約4億3千万円となっております。

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】国保年金課

財政調整基金から国保特別会計に適宜繰り入れを実施しております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】国保年金課（(1) (2) まとめて）

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、世代を超えた医療保険制度全体での視点が必要と認識しておりますことから、今後も国および関係機関の動向を注視してまいります。

(3) 低所得（住民税非課税世帯など）の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】ふくし総合支援課

生活に困窮している場合には、困窮している内容をお聞きしながら、福祉サービスにおいて利用可能な制度の紹介を行い、その制度を実施している関係課と連携を図りながら支援を行ってまいります。

【回答】長寿いきがい課

高齢者への見守りにつきましては、日常的に食事の確保が困難なかたを対象に、栄養管理された食事の配達を行うとともに利用者の安否を確認する配食見守りサービスや緊急時の通報が困難なかたを対象に、緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターに通報することにより、速やかな救助が図れる緊急通報システムの利用を促しております。また、高齢者等SOSネットワーク事業や徘徊高齢者等位置探索システム事業、民間企業との見守り協定に基づく見守りなど、様々な手段を活用し、生活支援を実施しております。今後も機会を捉えて様々な機関とのネットワークの構築を含め、高齢者の見守りの強化を進めてまいります。

【回答】国保年金課、健康推進課

本市では、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者健康診査を実施しております。また、生活習慣病の重症化を予防することを目的として、後期高齢者健康診査の結果から支援が必要と判断される対象者を抽出し、個別訪問による医療機関への受診勧奨及びその後の医療機関受診状況の確認を行っております。この事業は所得に関わらず費用負担なしで実施しており、今後も引き続き支援を実施してまいります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】長寿いきがい課

第8期三郷市高齢者保健福祉計画では、健康で自立した生活の推進を目標に、介護予防・健康づくりを重点施策として掲げ、フレイル予防や介護予防事業に取り組んでいるところでございます。引き続き、高齢者自身が心身ともに健康な状態が少しでも長く続くよう、地域との交流や生きがいづくりを支援し、健診や運動等を通じた健康づくりの推進に取り組み、高齢者の健康的な生活への支援、健康寿命の延伸に努めてまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】健康推進課

後期高齢者健康診査及び各種がん検診の受診費用につきましては、後期高齢者医療保険加入のかたは無料で実施しております。また、集団歯周疾患検診を年に1回実施しており、75歳以上のかたは無料としております。難聴検査につきましては、検診を実施しておりません。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】長寿いきがい課

加齢性難聴への補聴器助成制度につきましては、難聴が認知症の危険因子の一つであると認識しておりますので、引き続き、フレイル予防、認知症予防の観点から、国や先進自治体の動向に注視し、調査研究を続けてまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康推進課

埼玉県との協議の場等で引き続き議論の推移を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康推進課

引き続き国や県の動向を注視し、県の地域医療構想協議会などを通じて連携・協力してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康推進課

本市におきましては、令和3年1月に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、人員体制を強化しております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康推進課

保健所は地域保健法に基づき都道府県等が設置することとされており、所管区域は二次医

療圏とおおむね一致した区域となっております。

今後におきましても、県の動向を注視してまいります。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康推進課

健康推進課では、令和4年8月から市民のかたへ抗原キットの配布を実施しております。本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されましたが、新型コロナウイルスの感染そのものが無くなるわけではない為、今後も感染が定期的に拡大することも考えられ、早期発見や早期治療は重要になってくると考えられます。しかし、抗原キットなどは普及が進み、薬局でも手に入りやすくなってきたことや、他の疾病との公平性をふまえ、移行と併せて市での抗原キットの配布等事業は終了いたしました。引き続き、感染状況は注視してまいります。

- (4) PCR 検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康推進課

県は令和3年12月から埼玉県 PCR 検査等無料化事業を行っていましたが、本年3月末に本事業は終了しております。また、本市においても令和2年9月から PCR 検査費用助成を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたため、5月に事業を終了いたしました。今後も感染動向および国・県の動向を注視してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】介護保険課

国においては、要介護1・2の総合事業への移行及びケアプラン有料化につきましては第9期での導入は見送られ、2割負担の対象拡大については年末までに結論を出すよう検討していると伺っております。引き続き情報の収集に努めてまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】介護保険課

高齢化にともない、要介護者数及び介護給付費が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。介護保険料の設定に当たっては必要な介護サービス量を適切に見込むとともに、可能な限り保険料の抑制につながるよう介護予防事業の充実を図るなど、引き続き関係部署と連携してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。
非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。
- 【回答】介護保険課
介護保険料は所得段階に応じて負担額が定められており、さらに第1～3段階のかたには公費による軽減措置もとられています。引き続き適正な負担配分に努めてまいります。
4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。
- 【回答】介護保険課
独自の給付につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべきと考えます。
- (2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。
- 【回答】介護保険課
当該改正につきましては、在宅で暮らす方との公平性の観点などを考慮し、能力に応じた負担とするための見直しととらえておりますが、影響については引き続き見守ってまいります。
5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。
- 【回答】介護保険課
独自の助成制度につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべきと考えます。
6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
- (1) 自治体として財政支援を行ってください。
- 【回答】健康推進課
令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、介護サービス事業所等へ支援金を支給しております。現在のところ、再度の支給を行う予定はございません。
- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。
- 【回答】介護保険課
物資の提供に関しましては、今後の感染状況や物資の供給状況等を見守りつつ、国・県などとも連携のうえ対応してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

希望する対象者がワクチン接種を行えるよう、市内の各施設や医療機関と連携を図り、接種を推進してまいります。

【回答】健康推進課

県は令和3年12月から埼玉県 PCR 検査等無料化事業を行っていましたが、本年3月末に本事業は終了しております。また、当市においても令和2年9月から PCR 検査費用助成を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたため、5月に事業を終了いたしました。今後も感染動向および国・県の動向を注視してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】介護保険課

介護サービスの整備に関しましては、必要なサービスや量を的確に把握したうえ、介護保険事業計画に適切に反映できるよう努めてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿いきがい課

地域包括支援センターの体制につきましては、職員の増員を図るため、委託料の見直しを行うなど地域包括支援センターの体制整備に努めております。今後も高齢者人口の推移や国の動向を注視し、体制の充実を検討してまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】介護保険課

介護人材の確保対策につきましては、介護に関する入門的研修や介護職への就業支援説明会に対する協力など、今後も県の事業との連携を図ってまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】子ども支援課

埼玉県ケアラー支援条例、埼玉県ケアラー支援計画に基づき、事業者や関係機関と協力し、必要な支援に取り組んでまいります。

【回答】ふくし総合支援課

ふくし総合相談窓口では、ヤングケアラーに限定することなく、生活にかかる相談内容をまず相談者からお聞きした上で、利用できる福祉的な制度の紹介を行ったり、関係する部署へ繋

ぐなどの連携を図りながら、相談者への支援を引き続き行ってまいります。

【回答】障がい福祉課

相談支援を通じて個々の状況を整理し、必要とされるサービス調整を行うこととなりますが、ニーズや世帯状況によって障がい福祉課だけで完結しない事例も多いため、引き続き関係課と連携し対応してまいります。

【回答】長寿いきがい課

長寿いきがい課では、ヤングケアラーに限らず、介護家族者支援として地域包括支援センターにて相談対応をしております。複合的な対応が必要とされる場合もございますので、引き続き関係課と連携し、対応してまいります。

【回答】指導課

各学校に、ヤングケアラーに関する県からの情報の提供や小学4年生、中学1年生を対象にヤングケアラーハンドブックを配付し、意識の啓発を図るとともに、11月には、各校の学校だよりやホームページで、「ケアラー月間」について掲載し、教職員や保護者、児童生徒への周知を行っております。

各校では、児童生徒との面談や生活ノート等から生活の状況を把握し、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を通じて児童生徒の様々な状況把握に努めております。

支援が必要な状況を把握した場合には、関係各課と連携を図ってまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】介護保険課

当該交付金につきましては、増え続ける介護需要に対処するため、保険者（市）として主体的な取り組みが求められているものと受け止めており、安定的な事業運営のため引き続き努力してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】介護保険課

国費負担割合の引上げについては、以前から市長会を通じて国に要望しており、今後も機会を捉え要望してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】障がい福祉課

現在進めている計画策定につきましては、懇話会において障がい当事者を会員とするともに、障がい者手帳所持者を対象とした郵送によるアンケート・意向調査を行います。併せまして、前回の計画策定時と同様に、障がい者団体や障がい福祉関係事業所へのヒアリング調査も実施し、当事者も含めて様々なご意見を反映させた計画となるよう努めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】障がい福祉課

本市の地域生活支援拠点等整備事業につきましては、三郷市障がい者地域生活支援協議会等において情報の共有や進捗管理、検討を進めております。国はこの事業の柱として5項目（相談、緊急時対応、専門性の確保、地域の体制づくり、体験機会・場の確保）を示しており、中でも本市として優先すべきは「相談」と「緊急時対応」と捉え、「相談」につきましては、スーパーバイズを目的として、計画相談支援事業所の訪問を行い、相談支援専門員の孤立防止と連携強化に対する共通認識を図りました。また、「緊急時対応」につきましては、令和4年度に、短期入所が2名分増床となりました。今後も共同生活援助事業所に対して、短期入所併設に向けた個別説明と設置依頼を行い、緊急時の受け入れ先として届出をしている事業所の拡大に向けて努めてまいります。他の項目も含めて、三郷市障がい者地域生活支援協議会等での進捗管理を行う中で、ニーズに即した拠点整備となるよう検討していきます。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

拠点等の整備については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等において、優先的な整備対象として位置付けられており、こうした補助等を活用してまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

日中サービス支援型を含めたグループホームや、緊急時受け入れにも対応する短期入所の拡充の必要性は承知しております。

その開設に関する事業者等からの相談は通年で有り、需要と供給量の推移や近況と合わせて、身体障がいや行動障がい等のある方の受け入れなど、相談対応などで把握する当事者の声なども伝えさせていただき、必要とされるサービスが拡充されるよう努めております。

暮らしの場の整備は今後も必要ですが、その規模や内容等については当事者の意向（例えば在宅を希望するのか、入所系を希望するのか）等にも左右されるものと思われます。そのため、三郷市障がい者生活支援協議会等において、当事者のニーズやサービス利用実績等も踏まえ、広くご意見をいただきながら検討していくことが必要と考えます。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80

歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障がい福祉課

障がい福祉課や障がい福祉相談支援センターで相談対応をする中で、老障介護を含め様々な課題を抱える世帯があることは承知しております。障がい福祉課だけでは対応しきれない事例も多く、引き続き生活困窮・介護・生活保護担当部署等との連携を密に、対応してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】 障がい福祉課

職員の不足につきましては、障がい分野だけではなく、介護分野等でも生じている深刻な課題であると承知しております。賃金やマッチング等様々な要因が考えられますが、どのような手立てが有効なのかなどについて、他の福祉分野とも情報を共有し、引き続き研究してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障がい福祉課

現在、一部負担金等は設けておりません。助成の対象や内容につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳2級のかたにつきましては、65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、かつ、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入された場合、助成制度の対象としています。支給要件につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 障がい福祉課

二次障害について理解を深めることの必要性は承知しております。相談支援を通じて、相談者個々の生活の困難さや不安等に寄り添い、少しでも負担の少ない生活が送れるよう、医療機関等との連携も含めて対応してまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

本市では障害者生活サポート事業を実施しておりません。地域生活支援事業である「移動支援事業」、市独自事業である「三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業」にて対応しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

(2) 福祉タクシー事業

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

① 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】障がい福祉課

初乗り運賃の改定を受け、券の枚数を年間最大24枚から34枚に増加しております。券の利用方法につきましては、県内の広域協定によるものとしておりますが、今後も補助内容や効果及び近隣市町の動向を勘案し、判断してまいります。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用券は、障がい者のかたに介助者や付き添いのかたが同乗する場合も利用が可能です。燃料費助成券につきましては、同居の親族が利用者に代わって券を給油所の係員に提出することが可能となっております。また、所得や年齢の制限はありません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー運営協議会等で県や他市町村と協議を図り、障がい福祉施策全体との調和を図りながら、引き続き検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】ふくし総合支援課

名簿登載の対象者は、75歳以上の独居のかた、75歳以上の高齢者のみの世帯のかた、介護保険制度による要介護3以上の認定者、身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けているかた、養育手帳マルAまたはAの交付を受けているかた、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた以外にも、同居のご家族が就労等で日中は独居となる高齢者のかたや児童、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等、避難行動に不安があるかたが名簿登載することができます。登録者の避難者経路につきましては、要支援者の避難支援等実施者に経路を確認してもらうよう周知をしております。

【回答】危機管理防災課

避難所となる施設のバリアフリー化につきましては、小中学校や県立学校、地区センター等の施設管理者において推進しており、危機管理防災課でも現状を確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】危機管理防災課

令和3年5月、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正され、福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度などが創設されました。引き続き、指定避難所における要配慮者スペースや福祉スペースの確保を進めるとともに、新たなガイドラインに沿った体制の整備について取り組んでまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】危機管理防災課

避難所は自宅での生活が困難なかたの生活の場であると同時に、在宅での避難者や、指定の避難所以外で生活するかたへ支援を届けるための拠点としての役割も担っておりますので、在宅避難者等につきましても、指定の避難所において名簿の管理をし、食料等の配給を行うことを原則としております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】危機管理防災課

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府 H25.8 策定/R3.5 改訂)に基づき、名簿情報の提供について災害時、在宅避難者の安否確認等を、外部に委託する場合には、適切な情報管理を図るため、災害発生前に協定を結んでおくことで民間団体への名簿情報の提供が可能となります。

【回答】ふくし総合支援課

名簿の開示については、避難支援等関係者（消防機関、民生委員・児童委員、自主防災組織、

町会・自治会・管理組合、その他避難支援等の実施に関わる関係者)に提供しています。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】企画政策課

令和2年度から、自然災害や感染症の発生など様々な危機事象への対策を強化するため、新たに危機管理監を設置し、関連部署の総括を行っております。これにより、各関連部署との連携をこれまで以上に強化し、危機事象に対応しております。保健所の機能強化につきましては、今後も、国・県・保健所などとの連携を図りながら、各々の役割に応じ、地域住民の健康を支えられるよう努めてまいります。

【回答】危機管理防災課

自然災害と感染症等対策について、適正かつ能率的に遂行するための組織構成及び役割につきましては、関係部署及び関係機関と連携を図り、研究してまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】健康推進課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、障害福祉サービス事業所等へ支援金を支給しております。また、令和2年に医療機関に対し、市で備蓄していたマスク等を配布した実績がございます。現在のところ、新たにマスク等について配布を行う予定はございません。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】健康推進課

医療体制につきましては、国は5類への移行に伴い、各都道府県において、今までの限られた医療機関による特別な対応から、広く、一般的な医療機関による自律的な通常での対応を目指すとしており、また、医師の応召義務につきましても整理を行い、個々の事情を総合的に勘案する必要があるとしながらも、単に新型コロナウイルス感染症に罹患しているだけという場合は、適切な準備をして患者を受け入れるか、診療可能な医療機関を案内することとしています。

今後も国・県の動向を注視してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

ワクチン接種の対象者のかたは、どなたでも速やかに接種をしていただけるよう、市内の各医療機関と連携を図り、接種を推進してまいります。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】障がい福祉課

物価高による経費への補助につきましては、埼玉県が行う支援策もありますことから、その内容や近隣自治体の動向などを踏まえて検討してまいります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】人事課

就職に関して困難な状況にある難病患者のかたがいることは承知しているところです。一方で難病患者のかたに安全かつ安心して働いていただくためには、個々の症状に応じた対応やきめ細かな配慮が必要と考えます。難病患者のかたの就労につきましては、働くうえでの課題や配慮について今後調査・研究してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数（4/1時点）の実態を教えてください。

【回答】すこやか課

令和4年4月1日現在の待機児童数は22人で、保留児童数は214人となっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】すこやか課

各年齢別の受入れ児童総数は0歳児 147人、1歳児 445人、2歳児 522人、3歳児 512人、4歳児 512人、5歳児 499人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】子ども政策室

待機児童解消のため、令和6年4月から認可保育所の新設を予定しています。引き続き、「三郷市子ども・子育て支援事業計画（「みさとこどもにこにこプラン」内包）に基づき、対応してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】すこやか課

給付費、補助金につきましても入所児童数に応じた支援を行うとともに、引き続き、統合保育を推進してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】子ども政策室

施設整備事業費は、国の補助金となります。引き続き、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】すこやか課

職員配置については国の配置基準に基づき定めておりますが、新型コロナウイルス感染を防止する観点から少人数保育を実施する際には、新たに保育スペース及び保育士の確保などが必要となることから、国や県の動向を注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、令和4年度市内の保育施設に対し、感染症防止のため人件費や物品購入に係る補助を行いました。令和5年度においても引き続き国・県の補助制度を活用するなど必要な支援を行ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】人事課

今年度、保育所に勤務する保育士を新たに正職員として1名新規採用しております。引き続き、市立保育所の運営に必要な保育士の確保に努めてまいります。

【回答】すこやか課

国において、公定価格に人事院勧告分及び処遇改善加算の賃金改善要件分の上乗せをして保育士賃金の改善を図っており、これに加えて本市では、遠方からの保育士採用及び就労定着を図るため、事業者が宿舍を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を活用するほか、市独自に保育士の給与改善を目的とした補助額の引き上げを行いました。

また、1歳児の職員配置につきましては、一定の職員配置基準を満たす園には県の補助を活用し、支援しております。4・5歳の配置基準見直しに伴う支援につきましては、国や県の動向を注視してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】すこやか課

限られた財源の中で様々な事業への予算割り振りも必要となっており、財政上の課題もあることから、国や近隣自治体等の動向を注視してまいります。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】すこやか課

給食費の無償化につきましては財源確保などの課題もございますので、関係部署とも連携を図りながら、国や県の動向を注視してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】すこやか課

保育の質の向上のため、様々な研修案内の周知をはじめ、市が開催する保育士研修の実施について、民間保育施設を含めた案内を行っております。認可外保育施設への指導監査につきましては、毎年度、計画的に実地検査を実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生

じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】すこやか課

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用につきましては、育児休業取得証明書に記載の育児休業期間を確認したうえで、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末まで支給認定を行っております。今後も保育格差が生じないよう、支援を進めてまいります。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】教育総務課

児童クラブの入室につきましては、令和5年6月1日現在、待機児童はおりません。引き続き、入室を希望する児童の受け入れができるように努めてまいります。

また、適正規模につきましては「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の基準に基づく運営に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】教育総務課

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」につきましては、令和4年度に要件を充たす取り組みがございましたので、申請をいたしました。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、申請に必要な要件を充たしていないことから、引き続き近隣市の状況を注視してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】教育総務課

「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」の改善については、埼玉県が実施する事業となることから、埼玉県や近隣市の状況を注視してまいります。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年（2022年）10月から実施されました。

就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】子ども支援課

本市のこども医療費助成制度におきましては、埼玉県内の現物給付を18歳年度末までの児童を対象に実施しております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】子ども支援課

本市のこども医療費助成制度におきましては、通院・入院ともに18歳年度末までの児童を対象に実施しております。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】子ども支援課

県に対して、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を引き上げるよう要望をしております。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子ども支援課

県に対して、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を引き上げるよう要望をしております。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】子ども支援課

国や県の動向に注視して参ります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども（18歳以下）の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】子ども支援課

国や県の動向に注視して参ります。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】学務課

本市の学校給食においては、地元産農産物を積極的に活用しております。市内小松菜農業者からは小松菜、個人農業者からはジューシーアスパラ、玉ねぎ、長ねぎを納品していただき、小松菜蒸しパンや汁もの、和え物等の献立の材料として使用しております。

今後も、地元農業者の方々のご協力をいただきながら、新鮮で安全な地元産農産物を活用してまいります。

【回答】企画政策課

国からも学校給食費の無償化に向けて課題の整理を行う旨の方針が発表されたところで、引き続き国や県の動向などに注視し、他の子育て支援施策と総合的に検討してまいります。

す。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】生活ふくし課

本市では、ホームページを通じて生活保護制度の内容を周知しており、個別の生活保護の相談時においても、「（申請は）申請者の意思に基づいて受け付けていること」、「申請後の影響や制限等含めた制度の仕組み」等について、チラシ等を用いて正確で分かりやすく情報を伝えるよう努めております。

また、他の福祉関係の相談時に、生活保護についての案内等をする場合もございますので、的確なタイミングで適切に情報提供できるよう、福祉事務所内で連携をしております。今後も、誤解などにより生活保護の相談・申請をためらうことのないように、わかりやすく、丁寧な説明を行うよう努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】生活ふくし課

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されております。

これは、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会を行わないこととして差し支えないものとしております（令和3年2月26日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）。

本市では、扶養照会の実施が相談者の保護申請の妨げとならないよう、特に申請時には十分聞き取りを行うなどの情報を収集し、個別の事情を検討の上で、最終的に判断をしております。

今後も引き続き、対象者それぞれの状況を十分に確認・検討し、機械的な扶養照会はしない

よう留意してまいります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】生活ふくし課

令和元年12月23日「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化」の方針が閣議決定されました。また、令和3年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「保護実施機関における業務負担軽減に向けた方策について」の「2 業務委託について」において、委託元と委託先との間に作業における指揮命令系統が発生しないことを前提に、保護の決定又は実施に関与せず、明らかに公権力に当たらない業務の全部又は一部において外部委託が可能、と示されています。

本市では、ご指摘のケースワーク業務については外部に委託しておりませんが、今後も国の指針に沿いつつ、活用方法を十分に検討したうえで現状に即した対応を行ってまいります。

また現在、三郷市生活ふくし課において行政対象暴力対策員を1名配置しております。行政対象暴力対策員は、主に来庁者による窓口での暴言暴力等の反社会的行為の対応等、職務上におけるトラブルや不当要求等の相談について解決に向けた助言や指導を担っており、警察組織とも連携し円滑な業務運営を図っております。今後においても、適正に業務が行えるよう努めてまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】生活ふくし課

生活保護の決定・変更については、個々に基準が異なり計算がより複雑なものとなることから、ケースワーカーにおいても十分注意の上、手続きを進めてまいります。また、内容の記載だけではなく、お問い合わせに対しても引き続き丁寧な説明を心がけてまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】人事課

今年度、社会福祉士の有資格者を福祉職として1名新規採用しております。引き続き、必要なケースワーカーの確保に努めてまいります。

【回答】生活ふくし課

埼玉県の監査においてもケースワーカー数の充足につきましては指摘をされておりますので、保護の動向に併せ、人事当局に引き続き要望をしていきたいと思っております。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】生活ふくし課

相談者が申請時に居宅等を失った状況、あるいはそれと同等の状態にある際に無料定額宿泊所の案内をすることもありますが、本市ではそういった場合、必ず本人の同意を求めており、希望者のみに対して入居の支援をしております。

また、無料定額宿泊所入所は本来一時的なものであり、転出の希望については、本人の状況を勘案しつつ、適切な住居等の確保に努めております。今後も適切に運用していくよう留意してまいります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】生活ふくし課

夏季加算の支給については、以前から埼玉県監査時に要望してまいりました。また毎年、埼玉県として厚生労働省への要望事項として挙げられていると認識しております。引き続き国の動向を注視してまいります。

また電気代補助については、2023年1月から国の補助金制度（電気・ガス価格激変緩和対策事業）が行われております。引き続き国の動向を注視してまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに

に、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 ふくし総合支援課

相談窓口では相談内容に応じて、生活保護を含めた福祉サービスのご案内をしており、また困窮状態が続き窮迫性が高い方からの相談につきましては、生活保護の担当課と情報の共有をするなどの連携を図っております。生活困窮者自立支援事業の充実につきましては、関係課や他機関との連携を図りながら、引き続き適切な支援に努めてまいります。

【回答】生活ふくし課

福祉事務所内外の相談担当部署と連携して情報共有のうえ、支援を必要とされるかたに対して的確に支援・サービスが届くよう、今後も努めてまいります。

以上